

質問回答書

案件名称：令和元年度 もと津守浄水場低濃度 P C B 汚染廃電気機器等処分業務委託

質問 番号	質 問	回 答
202 -00001	<p><質問 1 > 処理対象の廃電気機器について、分割解体された状態で搬入となりますか？ その場合の荷姿や漏洩防止措置について定めはあるのでしょうか？ 収集運搬業務委託の仕様で定める予定が有ればお知らせください。</p>	<ul style="list-style-type: none">・廃電気機器の収集運搬業務の実施にあたっては、環境省策定の「低濃度 P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「搬出困難な微量 P C B 汚染廃電気機器等の設置場所における解体・切断方法」に従って適切な措置が必要となります。・また、本業務の処理施設の受入れ基準に制約がある場合は、当該基準に則した内容での搬入が必要となります。・本業務の処理施設への受入れ条件については、別途発注する収集運搬業務委託の仕様書に記載を予定しています。
	<p><質問 2 > 搬入の日程について、予定する時期はありますか？ また、落札後に具体的な日程は発注者、収集運搬業者と協議は可能でしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none">・搬入日程については、本市、本業務委託の処分業者及び本業務委託契約締結後に別途発注予定の業務委託により決定された収集運搬業者の 3 者で協議のうえ決定することとしています。